

議案目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 70 号	令和 3 年度盛岡市一般会計補正予算（第 3 号）	1
議案第 71 号	盛岡市市税条例の一部を改正する条例について	6
議案第 72 号	盛岡市救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について	8
議案第 73 号	盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について	10
議案第 74 号	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について	16
議案第 75 号	財産の取得について	17
議案第 76 号	財産の取得について	18
議案第 77 号	財産の取得について	19
議案第 78 号	盛岡市立城南小学校屋内運動場大規模改修等（建築主体）工事に係る請負契約の締結について	20
議案第 79 号	市道の路線の認定について	21
議案第 80 号	盛岡市監査委員の選任について	別紙

議案第 70 号

令和 3 年度盛岡市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度盛岡市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 62,611 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 120,557,374 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 島入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
20 繰入金		2,112,459	52,347	2,164,806
	2 基金繰入金	2,030,193	52,347	2,082,540
22 諸収入		1,725,478	5,864	1,731,342
	6 雑入	1,217,063	5,864	1,222,927
23 市債		15,595,882	4,400	15,600,282
	1 市債	15,595,882	4,400	15,600,282
歳 入 合 計		120,494,763	62,611	120,557,374

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 議会費		661,201	399	661,600
1 議会費		661,201	399	661,600
2 総務費		13,148,503	21,116	13,169,619
1 総務管理費		11,086,813	21,116	11,107,929
3 民生費		49,603,258	36,796	49,640,054
1 社会福祉費		19,387,278	9,446	19,396,724
2 児童福祉費		22,464,311	27,350	22,491,661
7 商工費		2,276,190	4,300	2,280,490
1 商工費		2,276,190	4,300	2,280,490
歳 出 合 計		120,494,763	62,611	120,557,374

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
盛岡市動物公園再生事業に係る電気設備工事等に必要とする経費についての債務負担 (令和 3 年度分)	自 令和 3 年度 至 令和 18 年度	3 億 8,747 万円に物価変動等による増減額を加算した額

第3表 地方債補正

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補 正 前	補 正 後			
道 の 駅 整 備 事 業 債	47,900	52,300	借入先 財務省、 銀行及びその他 借入方法 証書借 入又は証券発行 借入時期 令和3 年度 ただし、財政 の都合等により 起債金額の全部 又は一部を翌年 度に繰り延べて 起債する事が できる。	年 4.0%以 内 (ただし、 利率見直し 方法で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金その 他借入先の融資 条件による。 ただし、財政 又は借入先の都 合並びに金融の 状態により繰り 上げ償還し、又 は償還年限を短 縮し若しくは低 利に借換えする ことができる。
計	15,595,882	15,600,282			

議案第 71 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

盛岡市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「の数」を「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数」に改める。

第36条の6第1項第1号イ及びウ中「当該」を「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該」に改め、同号エ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オ及びカ中「当該」を「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該」に改め、同号キ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該」に改め、同号ク中「当該」を「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該」に改め、同号コ中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第38条の2の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第3条の4第1項中「の数」を「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数」に改める。

附則第4条中「平成34年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

- 1 この条例中第36条の6第1項第1号及び附則第4条の改正規定並びに次項の規定は令和4年1月1日から、第27条第2項及び第38条の2の3第1項並びに附則第3条の4第1項の改正規定並びに附則第3項の規定は令和6年1月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市市税条例第36条の6第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、市民税の所得割の納稅義務者が令和3年4月1日以後に支出する同号に規定する寄附金又は金錢について適用し、市民税の所得割の納稅義務者が同日前に支出した改正前の盛岡市市税条例第36条の6第1項（第1号に係る部分に限る。）に規定する寄附金又は金錢については、なお従前の例による。
- 3 改正後の盛岡市市税条例第27条第2項及び第38条の2の3第1項並びに附則第3条の4第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、個人市民税の均等割及び所得割を非課税とす

議案第 72 号

盛岡市救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

盛岡市救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設等の設備及び運営の基準を定める条例（平成 24 年条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（就業環境の整備）

第 7 条の 2 救護施設等は、入所者又は利用者に対し適切な待遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第 7 条の 3 救護施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者又は利用者に対する待遇を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 8 条に次の 1 項を加える。

3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 15 条第 2 項中「において」を「における」に、「を予防し、」を「の予防」に、「を防止するためには必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）当該救護施設における感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その

他の情報通信機器を活用して開催するものを含む。) を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該救護施設における感染症の予防等のための指針を整備すること。
- (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

附 則

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の盛岡市救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設等の設備及び運営の基準を定める条例（以下「新条例」という。）第7条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第15条第2項（新条例第25条、第32条及び第38条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提案理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）の改正に伴い、感染症の予防等のために救護施設等が講すべき措置を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 73 号

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例について

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例

(盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成 24 年条例第 50 号) の一部を次のように改正する。

目次中「第 211 条」の次に「・第 212 条」を加える。

第 211 条を第 212 条とし、第 18 章中同条の前に次の 1 条を加える。

(電磁的記録等)

第 211 条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 11 条第 1 項（第 44 条第 1 項及び第 2 項、第 44 条の 4、第 49 条第 1 項及び第 2 項、第 95 条、第 95 条の 5、第 123 条、第 149 条、第 149 条の 4、第 159 条、第 159 条の 4、第 172 条、第 185 条、第 190 条、第 194 条、第 194 条の 12、第 194 条の 20 並びに前条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 15 条（第 44 条第 1 項及び第 2 項、第 44 条の 4、第 49 条第 1 項及び第 2 項、第 78 条、第 95 条、第 95 条の 5、第 110 条、第 110 条の 4、第 123 条、第 149 条、第 149 条の 4、第 159 条、第 159 条の 4、第 172 条、第 185 条、第 190 条、第 194 条、第 194 条の 12、第 194 条の 20、第 200 条の 5、第 201 条、第 201 条の 12 並びに前条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 54 条第 1 項、第 104 条第 1 項（第 110 条の 4 において準用する場合を含む。）、第 198 条の 3 第 1 項（第 201 条及び第 201 条の 12 において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等（交付、説明、同意、締結その他こ

れらに類するものをいう。) のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。この場合において、当該相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第51号)の一部を次のように改正する。

目次中「第64条」の次に「・第65条」を加える。

第64条を第65条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第64条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項、第16条及び次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付等(交付、説明、同意、締結その他これらに類するものをいう。)のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。この場合において、当該相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第3条 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年条例第52号)の一部を次のように改正する。

目次中「第91条」の次に「・第92条」を加える。

第91条を第92条とし、第10章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第91条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をい

う。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付等（交付、説明、同意、締結その他これらに類するものをいう。）のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。この場合において、当該相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第4条 盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第53号）
の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第22条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 地域活動支援センター及びその職員は、説明等（説明、同意その他これらに類するものをいう。）のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。この場合において、当該相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第5条 盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第20条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の

規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明等（説明、同意その他これらに類するものをいう。）のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。この場合において、当該相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）

の一部を次のように改正する。

目次中「第48条」の次に「・第49条」を加える。

第48条を第49条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第48条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付等（交付、説明、同意、締結その他これらに類するものをいう。）のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。この場合において、当該相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第7条 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

目次中「第40条」の次に「・第41条」を加える。

第40条を第41条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第40条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第8条 盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第17条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第9条 盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」の次に「・第51条」を加える。

第50条を第51条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に

供されるものをいう。)により行うことができる。

(盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第10条 盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 106条」の次に「・第 107条」を加える。

第 106条を第 107条とし、第 8 章中同条の前に次の 1 条を加える。

(電磁的記録等)

第 106条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第 102条において準用する場合を含む。）、第18条（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第 102条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付等（交付、説明、同意、締結その他これらに類するものをいう。）のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。この場合において、当該相手方が障害児又は通所給付決定保護者であるときは、当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

提案理由

指定障害福祉サービス事業者等の事業において、書面等に代えて電磁的記録又は電磁的方法により行うことができるものを定めようとするものである。

議案第 74 号

民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について

次のとおり民事調停を申し立てるものとし、調停が不成立等の場合においては訴えを提起するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 相手方

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 調停申立ての趣旨

[REDACTED] に対し、[REDACTED] 係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払並びに住宅の明渡しを求めるものである。

3 調停申立ての理由

相手方は、市営住宅等の家賃を長期にわたり滞納し、支払の督促に応じないものである。

4 調停不成立等の場合の方針

この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は、滞納家賃及びこれに係る督促手数料並びに盛岡市市営住宅条例（平成 9 年条例第32号）第43条第3項の規定により支払うべき金銭の支払の請求並びに市営住宅等の明渡しに係る訴えを提起するものとする。

提案理由

市営住宅等に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払並びに住宅の明渡しについて民事調停を申し立て、及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 75 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和3年6月7日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	予 定 價 格
車 両	小型動力ポンプ付積載車の購入	2 台	23,958,000円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方

互光商事株式会社 代表取締役

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 76 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和3年6月7日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	予 定 價 格
車両	除雪グレーダの購入	1台	31,097,000円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 [REDACTED]

日本キャタピラー合同会社盛岡営業所 所長 [REDACTED]

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 77 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和3年6月7日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	予 定 価 格
車両	除雪ドーザの購入	1台	20,350,000円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方

コマツ岩手株式会社盛岡支店 盛岡支店長

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 78 号

盛岡市立城南小学校屋内運動場大規模改修等（建築主体）工事に係る請負契約の締結
について

盛岡市立城南小学校屋内運動場大規模改修等（建築主体）工事について次により請負契約を締結
するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 1 契約工事の名称 | 盛岡市立城南小学校屋内運動場大規模改修等（建築主体）工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 契 約 の 金 額 | 金 230,890,000円也 |
| 4 契約の相手方 | 東照建設株式会社 代表取締役 [REDACTED] |

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 79 号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
A a 506	梨木町10号線	梨木町94番2地先	梨木町93番21地先
A a 507	梨木町11号線	梨木町5番16地先	梨木町5番12地先
A b 793	緑が丘二丁目37号線	緑が丘二丁目 105番 107地先	緑が丘二丁目 105番 101地先
C a 877	仙北三丁目23号線	仙北三丁目 169番56地先	仙北三丁目 169番14地先
都 4222	碇堰9号線	津志田27地割31番1地先	津志田27地割31番18地先
都 4223	西鹿渡11号線	三本柳2地割23番19地先	三本柳2地割23番15地先
都 4224	荒屋17号線	永井25地割46番32地先	永井25地割46番22地先

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 80 号

盛岡市監査委員の選任について

次の者を識見を有する者のうちから選任される盛岡市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 196条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

瀬 川 光 夫

